減額の場合の単品スライドについて

1.概要

昨年度までは、「鋼材類」「燃料油」「アスファルト類」の価格高騰に伴う工事契約書第25条第5項の適用(単品スライド)を行ってきたが、昨今の価格変動(下落)を受け、減額となる場合の単品スライド条項の適用を通知したとともに、詳細な算定方法等を定めた運用も改定した。

2.減額となる場合の単品スライド条項の適用(留意事項)

(1)対象品目とするかの判断

減額の場合も、変動額が対象工事費の1%を上回るか否かで判断する。

(2)発注者負担とする額

増額の場合は、対象工事費の1%を請負者負担額として変動額から控除していたが、減額の場合は、対象工事費の1%を発注者負担額として変動額から減免する。

3.減額となる場合の単品スライド条項の運用(留意事項)

(1)証明書類の提出

増額の場合は、提出された資材のみを対象とする事で対応ができたが、減額資材の場合は対象としなければならないため、受注者は、対象品目に該当する全ての資材(一部の資材を除く)の証明書類の提出に努めるものとする。

証明書類(数量ベースで8割以上)が提出された減額側資材については、原則、 受注者が購入した単価を採用することとなるが、証明書類が(8割以上)提出されなかった資材については、発注者が想定する安価な単価が採用される事となる。

(2)変動額の算出

対象品目に該当する全ての資材(証明書類が提出されなかった資材を含む)について変動額の算出を行うこととする。

(3)単品スライドの協議開始日

これまでは、工期末の14日前に限定していたが、一定の条件を満たせば、これより前の日(例えば工期末の30日前など)とする事ができることとした。

(4)最終設計変更契約と単品スライド変更契約

これまでは、最終設計変更契約後に再度単品スライド契約を行う事としていたが、 一定の条件を満たせば、同時に行う事ができることとした。

今回の改訂に対応した「スライド額算定システム」を土木部HPに掲載しています。

4. 適用年月日

平成21年4月1日以降に請負代金額変更の協議を開始する工事

各 位

長崎県建設工事入札手続等検討委員会事務局長 建設企画課長(公印省略)

長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について(改訂)

長崎県建設工事標準請負契約書(平成16年2月10日長崎県告示第167号)第25条第5項の規定(単品スライド条項)について、平成20年6月30日付け20建企第243号、ならびに、平成20年11月27日付け20建企第553号で、その適用をお知らせしているところですが、昨今の資材価格の動向(鋼材類及び燃料油の価格下落)に鑑み、下記のとおり改訂することとしましたので、お知らせします。

記

- 1. 適用品目
 - ・鋼 材 類 (鉄筋・形鋼・鋼板等)
 - ・燃料油 (ガソリン・軽油・重油)
 - ・アスファルト類(合材・乳剤・ストレートアスファルト・改質アスファルト等)
- 2 . 各適用品目の適用年月日
 - ・鋼 材 類・・・・・平成20年 7月 1日
 - ・燃料油・・・・・・平成20年 7月 1日
 - ・アスファルト類・・・平成20年12月 1日
- 3.対象となる工事
 - ・適用品目を含む工事で、かつ、以下の ~ の全てに該当する工事 契約工期の工期末が適用年月日以降の工事

請負代金額250万円以上の工事

工期末の60日前までに同条項に基づく請負代金額変更の請求がなされた工事

4.対象としない工事部分

・同条項に基づく請負代金額変更の請求日以前に既済部分検査が完了している工事部分

5.スライド額の算定方法

(1)スライド額算定の対象とする品目の判定

細材類

鋼材類に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、鋼材類をスライド額算定の対象品目とする。

燃料油

燃料油に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、燃料油をスライド額算定の対象品目とする。

アスファルト類

アスファルト類に該当する資材の価格変動による変動額が請負代金額の1%を超える場合は、アスファルト類をスライド額算定の対象品目とする。

(2) スライド額の算定

対象品目の変動額の計が増額(プラス)側でかつ請負代金額の1%を上回る場合

鋼 材 類 の 変 動 額 ((1) で 鋼材類 が対象品目となる場合)
+) 燃 料 油 の 変 動 額 ((1) で 燃料油 が対象品目となる場合)
+) アスファルト類の変動額 ((1) でアスファルト類が対象品目となる場合)
-) 請 負 代 金 額 の 1 %
= ス ラ イ ド 額

対象品目の変動額の計が減額(マイナス)側でかつ請負代金額の1%を上回る場合

鋼 材 類 の 変 動 額 ((1) で 鋼材類 が対象品目となる場合)
+) 燃 料 油 の 変 動 額 ((1) で 燃料油 が対象品目となる場合)
+) アスファルト類の変動額 ((1) でアスファルト類が対象品目となる場合)
+) 請 負 代 金 額 の 1 %
= ス ラ イ ド 額

対象品目の変動額の計が請負代金額の1%以下の場合、スライド額は0円とする。

6.本通知の適用年月日

本通知は、平成21年4月1日以降に請負代金額変更の協議を行う工事に適用する。

7. 経過措置

工期末が平成21年4月1日~平成21年5月31日の工事における、発注者から請負者への請負代金額変更(減額となる場合)の請求日は、平成21年3月31日までに請求を行う場合に限り、工期末から60日を確保しなくてもよい。

8. その他

本通知の適用に伴い、以下の通知は廃止するものとする。

平成20年 6月30日付け 20建企第243号 「長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について」

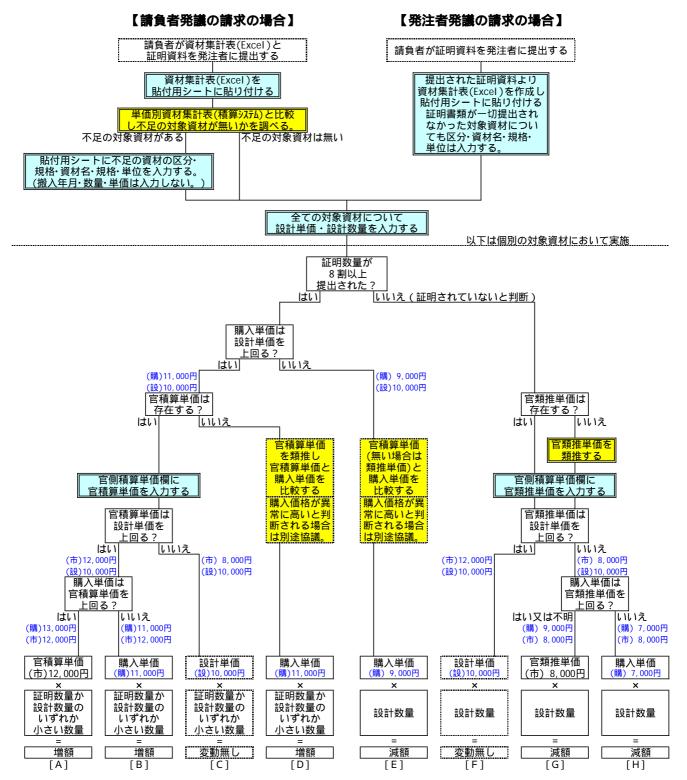
平成20年11月27日付け 20建企第553号 「長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項の適用について」 各 位

長崎県建設工事入札手続等検討委員会事務局長 建設企画課長(公印省略)

長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項 (単品スライド条項)適用にあたっての運用 【平成21年4月1日改定版】

標記について、平成20年12月1日付け20建企第565号で通知しているところですが、平成21年3月2日付け20建企第789号で減額となる場合を含めた適用としたこと等に伴い、別添の通り運用を改めましたので、お知らせします。

減額の場合を含む単品スライド対象資材の変動額算定フロー図 (燃料油・スクラップ・アスファルト合材を除く)



水色イベントはスライド額算定システムでの入力作業で、黄色イベントは手作業である。 なお、青文字は例示のための金額である。

減額資材への対応のため、資材集計表に掲載のある全ての単品スライド対象資材について、請負者に証明資料の提出を求め、上記 実施する。(現運用では、請負者が証明した資材のみを対象としていたが、減額となる資材についても確認する必要が生じたため。 ただし、燃料油・スクラップ・アスファルト合材は、このフローによらない。(設計数量に官積算の市況単価を乗じて算出するため)

証明数量が8割以上提出されなかった資料は、証明資料が提出されなかったものとして取り扱う。(同じ資材でも、購入単価が高かった 時期のみを証明している可能性も排除できないため)

ただし、僅かでも証明された資材の購入単価が、もしも官積算額より安価な場合は、その購入単価は採用する。

用語の定義等は以下の通りとする。

- 用語の定義等は以下の通りとする。
 ・証明数量とは、請負者が「搬入数量」「搬入月」「購入金額」の証明資料を提出した数量である。
 ・官類単価とは、証明数量が8割以上提出された資材における、その搬入月の物価資料等掲載単価である。
 ・官類推単価とは、証明数量が8割以上提出されなかった資材における、発注者が想定する月の物価資料等掲載単価である。
 ・前項の官類推単価の発注者が想定する月とは、鋼構造物製作工事用鋼材は工期の始期から6ヶ月間、その他の資材については搬入が想定される月から6ヶ月前までの間で、最も安価となる月をいう。
 ・購入単価とは、証明数量が8割以上提出された資材における、実際に請負者が購入した単価を落札率で割り戻した単価である。
 ・記計単価とは、証明数量が8割以上提出された資材における、実際に請負者が購入した単価を落札率で割り戻した単価である。
- ・設計単価とは、スライド額算定前の設計書において、発注者が積算に用いている単価である。